

事務連絡
平成24年2月7日

熊本市保健所長 様

熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課長
(公 印 省 略)

医薬品安全管理責任者が行う従業者に対する医薬品の安全使用のための
研修資料について（依頼）

このことについて、平成24年1月30日事務連絡により、厚生労働省医政局総務課医療安全推進室長及び医薬食品局総務課医薬品副作用被害対策室長から依頼がありました。

つきましては、貴管内の医療機関等に対して、「従業者に対する医薬品の安全使用のための研修」を実施する際には、独立行政法人医薬品医療機器総合機構が作成する啓発資材の活用を周知いただきますようお願いします。

なお、下記の団体については別途依頼していることを申し添えます。

記

社団法人 熊本県医師会
社団法人 熊本県歯科医師会
熊本県公的病院長会
全国自治体病院協議会熊本県支部
全日本病院協会 熊本県支部

担当
熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課
監視麻薬班：原田、樋口
TEL：096-333-2242
FAX：096-383-1434

事務連絡
平成24年1月30日

都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局総務課

医療安全推進室長

医薬食品局総務課

医薬品副作用被害対策室長

医薬品安全管理責任者が行う従業者に対する医薬品の
安全使用のための研修資料について

平素より厚生労働行政の推進にご協力を賜り感謝申し上げます。

医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第1条の11第2項第2号ロに規定する「従業者に対する医薬品の安全使用のための研修」の内容として考えられる事項に「医薬品による副作用等が発生した場合の対応（施設内での報告、行政機関への報告等）に関する事項」があります（【別添1】参照）。

当該事項の研修の際、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成14年法律第192号）に基づく医薬品の副作用による健康被害の救済に関する制度（以下「健康被害救済制度」という。）の資料等が、下記のとおり利用できるため、貴職においてご了知の上、貴管内市区町村及び医療機関等に活用して頂くよう周知願います。

記

独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「機構」という。）において、リーフレットその他、広報資料を無料で配布します。なお、ホームページに健康被害救済制度のリーフレット【別添2】が掲載されており、ダウンロードして活用できます。

また、研修で健康被害救済制度の説明を行う際、機構の職員を講師として派遣することについて、相談に応じます。

（リーフレット掲載箇所）

機構ホームページの「健康被害救済制度」のサイト

<http://www.pmda.go.jp/kenkouhigai.html>

（広報資料等の申込先・相談先）

救済制度相談窓口：0120-149-931（フリーダイヤル）

